春日井民商だより

NO. 1229 2010,6,7
発行 ： 春日井民主商工会
春日井市ことぶき町183
Tel 81-1482 : Fax 81-9756

「子ども手当」の支給が始まりましたが……？

６月１日から「子ども手当」の支給が始まりました。財源問題で当初月額 26000 円支給予定であったものが半額の 13000 円でのスタートとなりました。来年度以降は「？」です。

春日井市の場合、中学 1 年生の保護者で、従来「児童手当」を受け取っていた世帯には自動的に支給されますが、所得制限などで「児童手当」をうけていなかった世帯や「中学 2･3 年生」の子どもの保護者の場合、「額改定認定請求」「新規認定請求」の手続きが必要になります。申請期限は平成 22 年 9 月 30 日（木）までです。（平成 22 年 4 月 1 日現在、手当の支給要件に該当する人が平成 22 年 9 月 30 日までに認定請求を行った場合は、平成 22 年 4 月にさかのぼって支給します。ただし、期限までに申請がない場合、認定請求があった翌月からの支給となります）わからないことがあれば直接、春日井市の【子ども手当専用ダイヤル：0568-84-2311】に問い合わせてください。

「子ども手当」と抱き合わせで扶養控除・配偶者控除を廃止

「子ども手当」の大きな問題は、財源として扶養控除や配偶者控除の廃止という庶民増税と抱き合わせだということです。
政権党の民主党は、増税となる世帯は「夫婦のみの世帯で一方が家事専業の場合」で、「全世帯の４％程度」だとしています。また、増加額は「平均的な収入（437 万円）」で「月額 1,400 円程度（年額 19,000 円）の見込み」としていますが、その他の試算では「負担増となる世帯は、高校生以上の親族を扶養する専業主婦世帯や 23～69 歳の親族を扶養する共働き世帯なども含まれ、少なくとも 600 万世帯、全体の１２％以上にのぼる」（「赤旗」）「全世帯の１８％（約 920 万世帯）が負担増となり、その平均額は年額４万円」（「日経」）という数字も出されています。また「比較的高い所得層の手取り収入が大きく増えることになり、『所得が低いほど恩恵が大きい』仕組みにはならない」（「大和総研」）との試算も出されています。

来年度以降どうなるかも含めて、いろいろと問題の多い「手当」のようです。

班で集まって「手当」「増税」など話し合い、署名に取り組もう！

民商では「庶民増税をやめ地域経済の活性化を」求める署名に取り組んでいますが、その中でも「②所得税、住民税の扶養控除の廃止・縮小は中止すること」を求めています。班で集まって「うちは『子ども手当』がもらえる」「もらえない」からはじまって扶養控除がなくなったら「〇〇円税金が増える」など具体的に話し合いましょう。

そして話し合いをもとに「「子ども手当」がもらえるのはいいけど、そのかわり税金も増えるよ」と知り合いに署名への協力を訴えましょう。

森山行良春日井民商会長の訴え
愛商連総会・民商総会を増勢で迎えるために商工新聞拡大にご協力ください！

６月６日に愛商連第62回定期総会が開かれます。翌週11日には春日井民商の総会です。

５月に開かれた全商連総会にむけた組織拡大では皆さんの奮闘により、商工新聞拡大でふたつ（前回総会時を上回る。会員比150％の読者を達成する）の表彰を受けました。

５月の入退会等で、商工新聞は591、会員は390の現勢となり、前年総会から商工新聞で3、会員は9の減となっています。

総会を増勢で迎えるためには、読者4、会員10の拡大が必要です。総会まで時間がありません。

皆さんの奮闘で愛商連総会及び民商総会を増勢で迎えるために**商工新聞1部以上の拡大をお願いします。**

今年の民商総会を以下の通り開催します
春日井民商第44回定期総会
6月11日（金） 夜7時～
グリーンパレス春日井 第１会議室
いまから日程をあけて多数ご参加ください。

6月の無料法律相談
6月8日（火）午後4時から
相談希望の方は電話で予約ください
電話81―1482

今年も入荷しました！
食べてよし！ お遣いものでもOK
夏恒例！小豆島ソーメン好評発売中！
2000円（1.8キロ入り）
（値段据え置きです）

皆さんの会費が会の活動を支えています

会費の納入のお願い

毎月、15 日までの会費納入にご協力下さい

会計 伊藤英雄